

給与勧告の仕組みと本年のポイント

平成30年10月
新潟市人事委員会

【給与勧告制度とは】

公務員は、民間企業の従業員と異なり、憲法で保障された労働基本権が制約されています。このような労働基本権の制約に対する代償措置として、地方公務員法により人事委員会の給与勧告制度が設けられています。

給与勧告は、市職員の給与が社会一般の情勢に適応した適切なものとなるよう、市職員の給与水準と市内民間事業所の従業員の給与水準を均衡させることを基本としています。

この給与水準を精密に比較するため、人事委員会は、毎年、市内民間企業の従業員の給与等について詳細な調査を行い、その結果を基に、給与等に関する報告及び勧告を行っています。

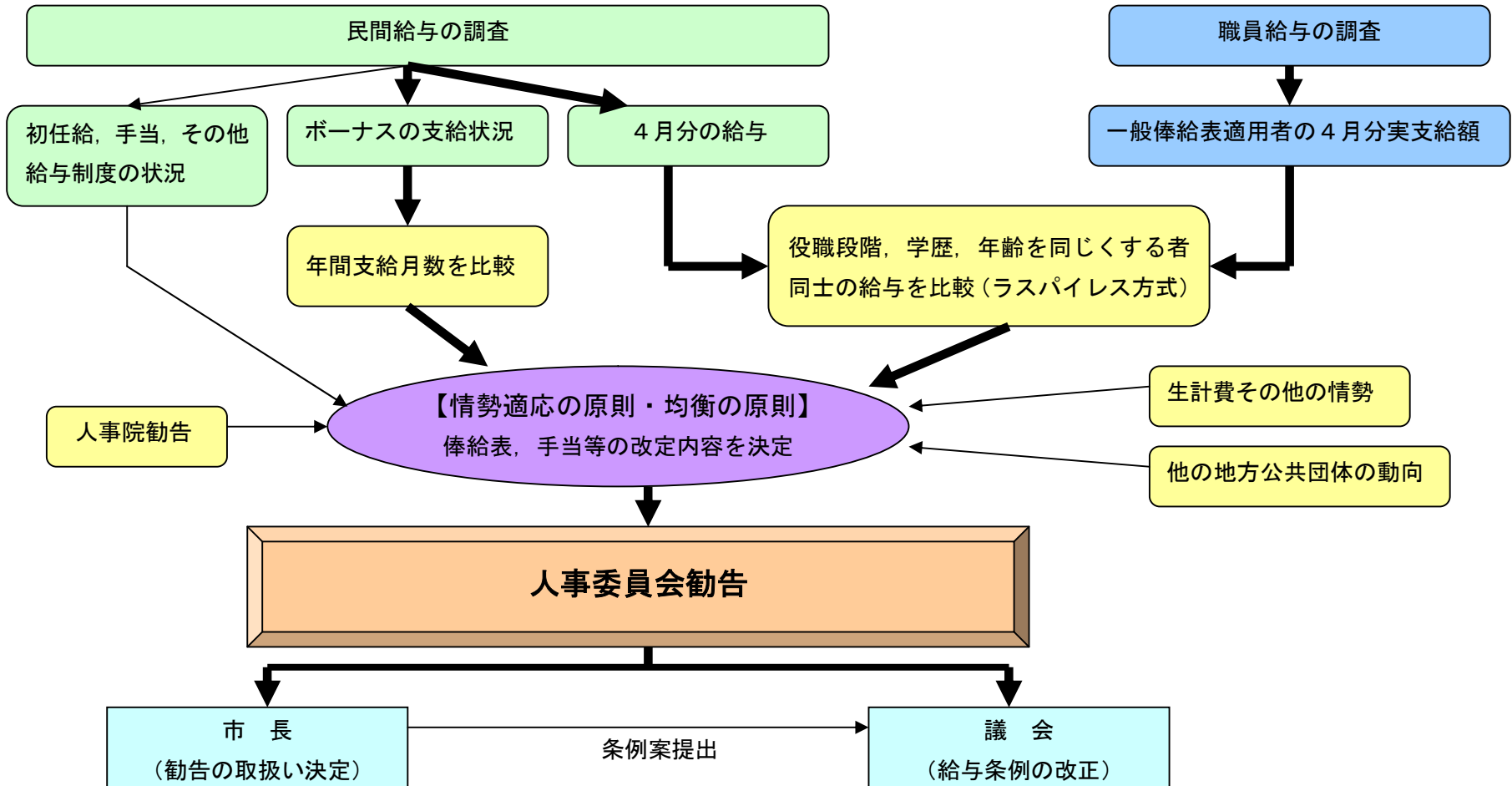
目 次

① 給与勧告の流れ	2
② 給与勧告の対象職員	3
③ 民間給与の調査の流れ	4
④ 調査事業所の状況	5
⑤ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)	6
⑥ 民間給与との比較の結果	7
⑥ - 2 民間給与との較差の主な要因	8
⑦ 本年の給与改定	9
⑧ 過去の給与勧告の実施状況	10
⑨ 新潟市職員の平均給与の推移	11

① 給与勧告の流れ

新潟市人事委員会では、市職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

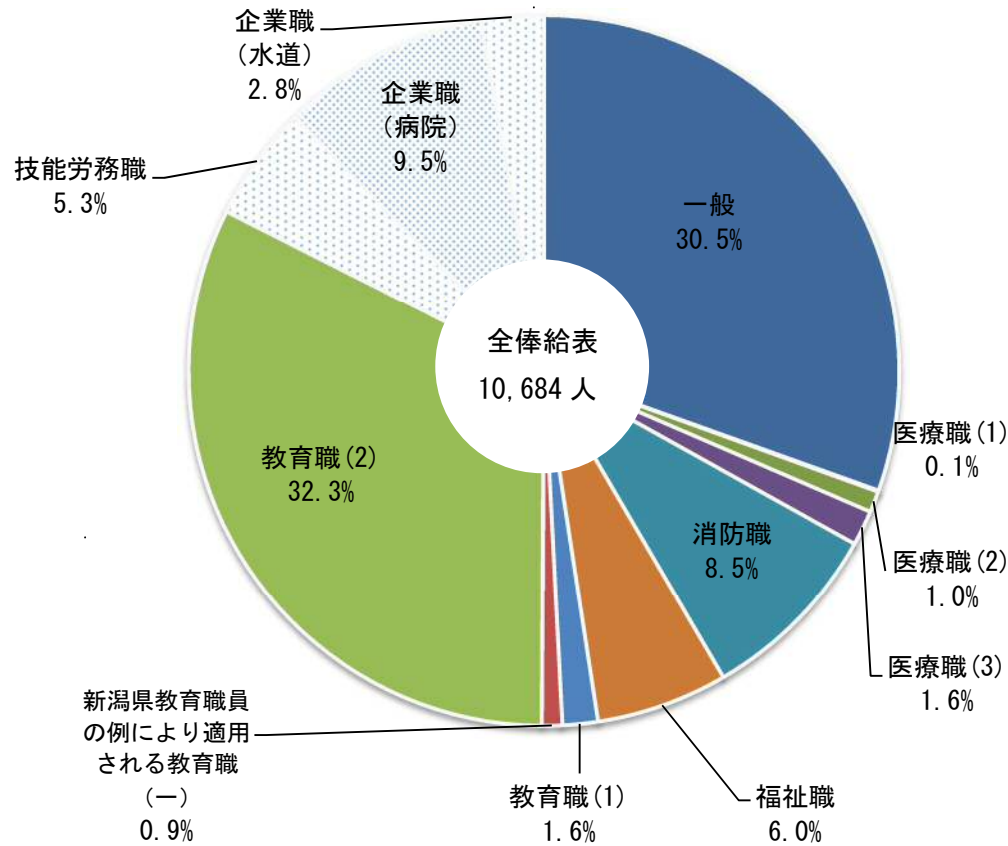
また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間(昨年8月から本年7月まで)の支給実績を把握し、民間の年間支給割合に市職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



② 給与勧告の対象職員

新潟市に勤務する一般職の職員のうち、人事委員会の給与勧告の対象となるのは、技能労務職員並びに市民病院及び水道局の企業職員を除いた 8,806 人(平成 30 年 4 月 1 日現在)です。

(注)構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が 100%にならない場合がある。

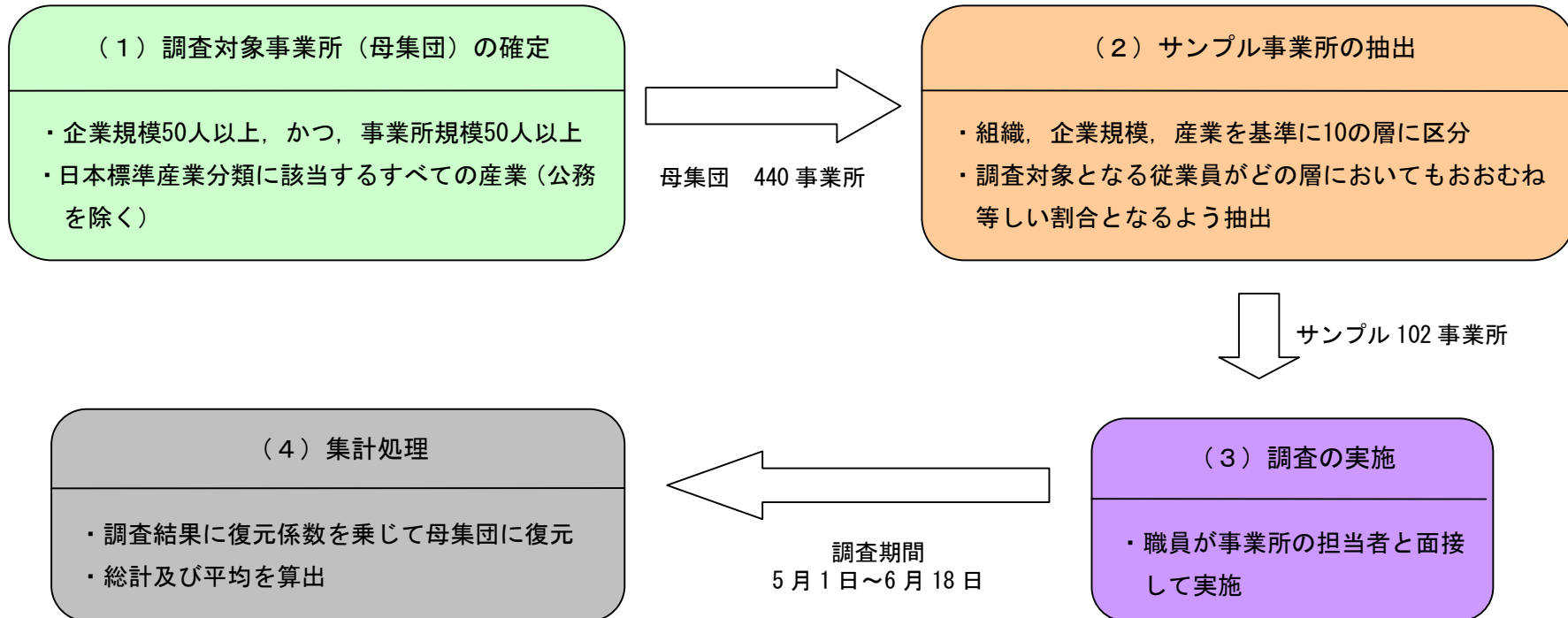


適用俸給表		職員数
勧告対象職員	一般	3,254人
	医療職(1)	6
	医療職(2)	103
	医療職(3)	171
	消防職	908
	福祉職	640
	教育職(1)	172
	新潟県教育職員の例により適用される教育職給料表(一)	97
	教育職(2)	3,455
	小計	8,806
勧告対象外職	技能労務職	561
	企業職(病院)	1,013
	企業職(水道)	304
全俸給表		10,684

③ 民間給与の調査の流れ

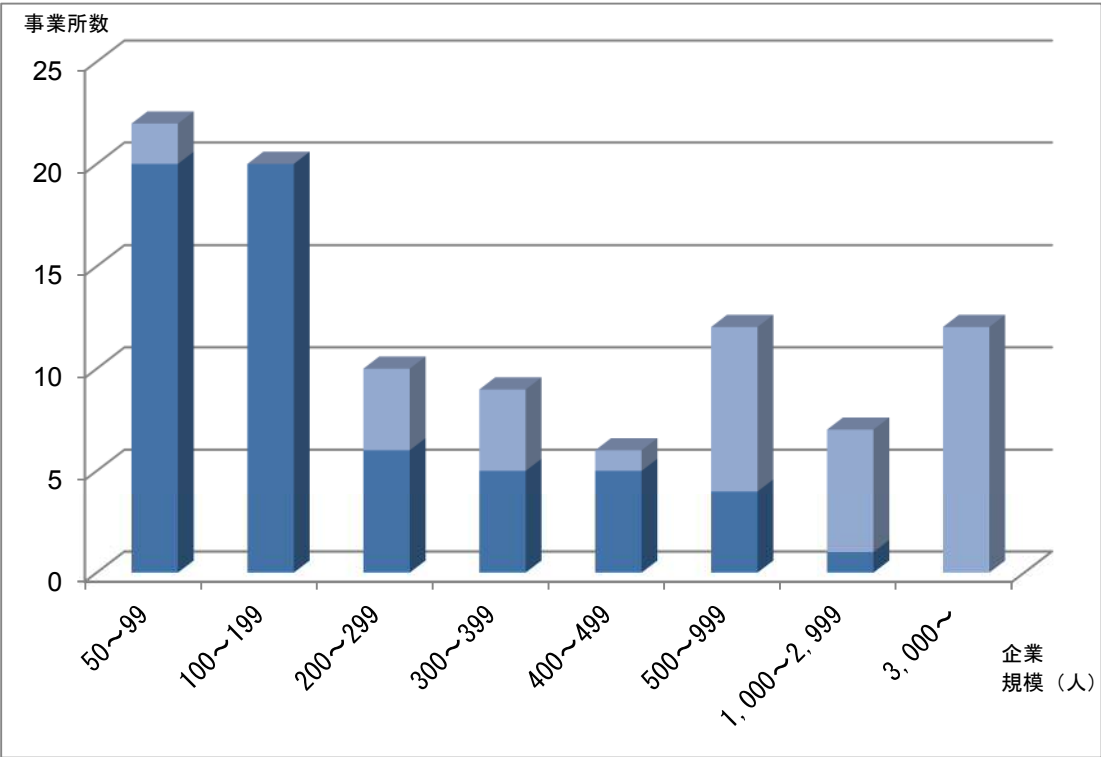
新潟市人事委員会では、市内の民間事業所に勤務する従業員の給与水準を調査するため、多くの事業所の協力のもとに、毎年「職種別民間給与実態調査」を人事院及び新潟県人事委員会等と共同で実施しています。

調査における標本(サンプル)事業所は、大企業や特定の産業に偏ることのないよう、企業規模等によって層化され、各層から人事院が無作為に抽出します。

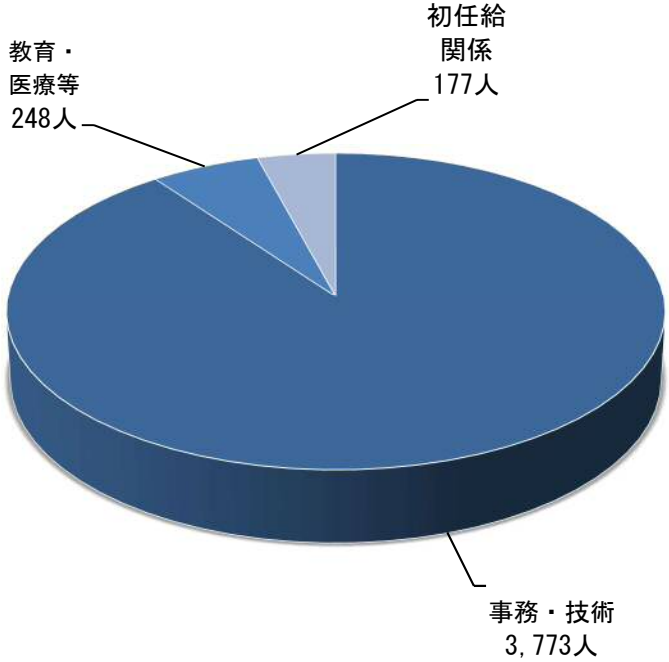


④ 調査事業所の状況

調査事業所における企業規模及び本・支店別構成



調査実人員(4,198人)

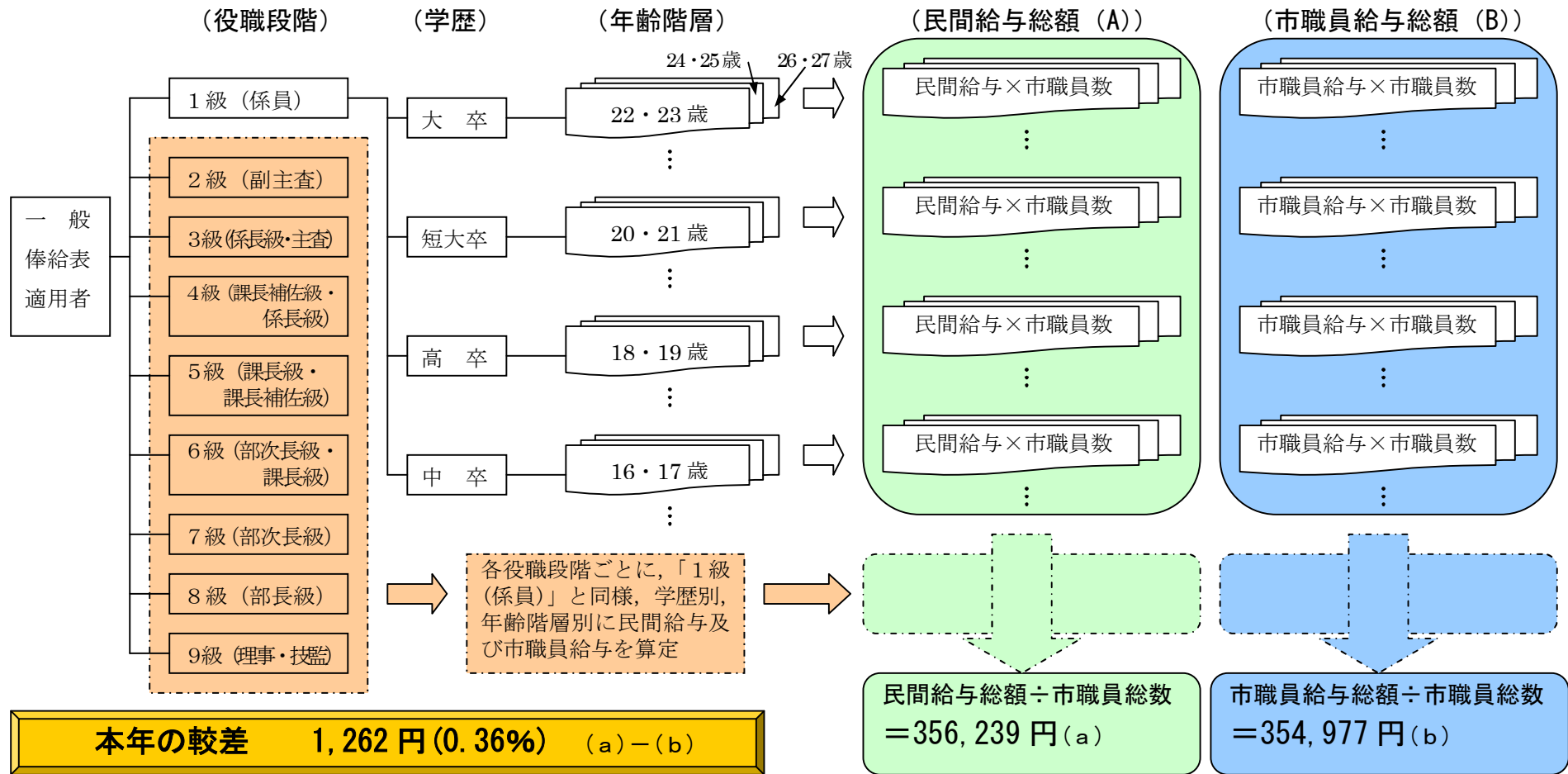


- : 本店 (支店, 工場等を有する事業所で、本店、本社と呼ばれている事業所又は他に支店, 工場等がなく企業が単一の事業所からなっている事業所)
- : 支店 (上記以外の事業所)

⑤ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

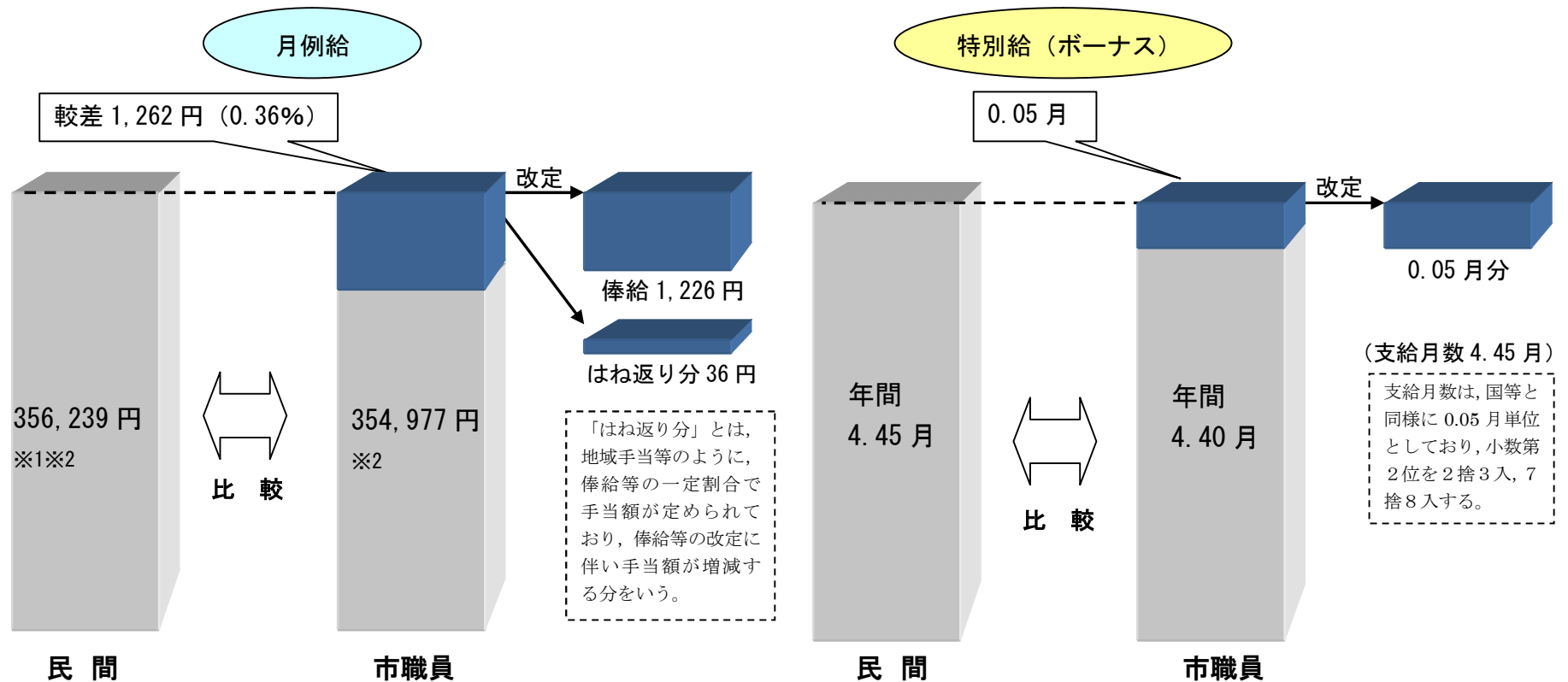
月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の市職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の市職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに市職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



⑥ 民間給与との比較の結果

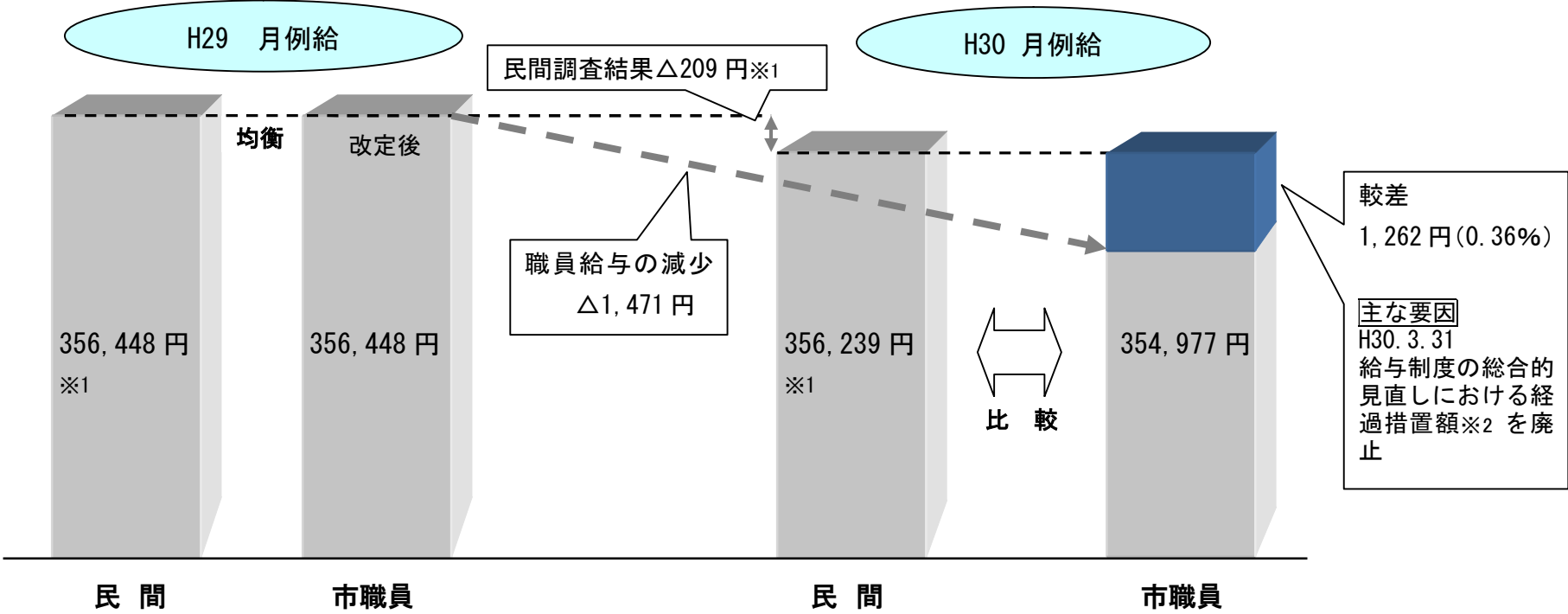
民間給与との比較では、市職員の給与が月例給で 1,262 円 (0.36%)、特別給で 0.05 月分下回っていました。月例給は民間給与との較差を解消するため、特別給は民間の支給割合との均衡を図るため、引上げ改定を行うこととしました。



※1 民間給与と実態調査による民間給与の額は、市職員の人員構成を基準に比較できる民間給与のみを集計した値 (ラスパイレス方式により算出)
 ※2 本年度の新規学卒の採用者を除く

⑥-2 民間給与との較差の主な要因

民間給与実態調査での民間給与が昨年と比較し△209円※1となるなか、市職員給与を1,262円上回る結果となりました。
 主な要因として、市職員給与について、平成27年度からの給与制度の総合的見直しにおける俸給表引下げに伴う経過措置額※2を平成30年3月31日で廃止したことが考えられます。



※1 民間給与実態調査による民間給与の額は、市職員の人員構成を基準に比較できる民間給与のみを集計した値（ラスパイレス方式により算出）
 ※2 俸給表水準の引下げ（平均2.0%）となる職員に対する激変緩和措置として、新たな俸給月額が、H27.3.31に受けていた俸給月額に達しない職員に対して平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を支給。

⑦ 今年の給与改定

1 俸給表

(1) 一般俸給表

職員の給与が民間の給与を1,262円(0.36%)下回っていることから、この較差を解消するため、一般俸給表を引上げ改定
大卒・高卒の初任給を2,400円引上げ、若年層についても1,800円程度の改定。その他については、800円の引上げを基本に改定(平均改定率0.4%)

(2) その他の俸給表

一般俸給表との均衡を基本に、引上げ改定

2 特別給

職員の特別給の支給割合を考慮し支給月数を引上げ(4.40月→4.45月)

※引上げ分は、勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分

※平成31年度以降は、期末手当についても、6月期と12月期が均等になるよう配分

3 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当について、医療職俸給表(1)の引上げ改定を考慮し、支給月額を600円引上げ(308,000円→308,600円)

4 宿日直手当

人事院勧告を踏まえ、勤務1回にかかる支給額の限度を引上げ

5 実施時期等

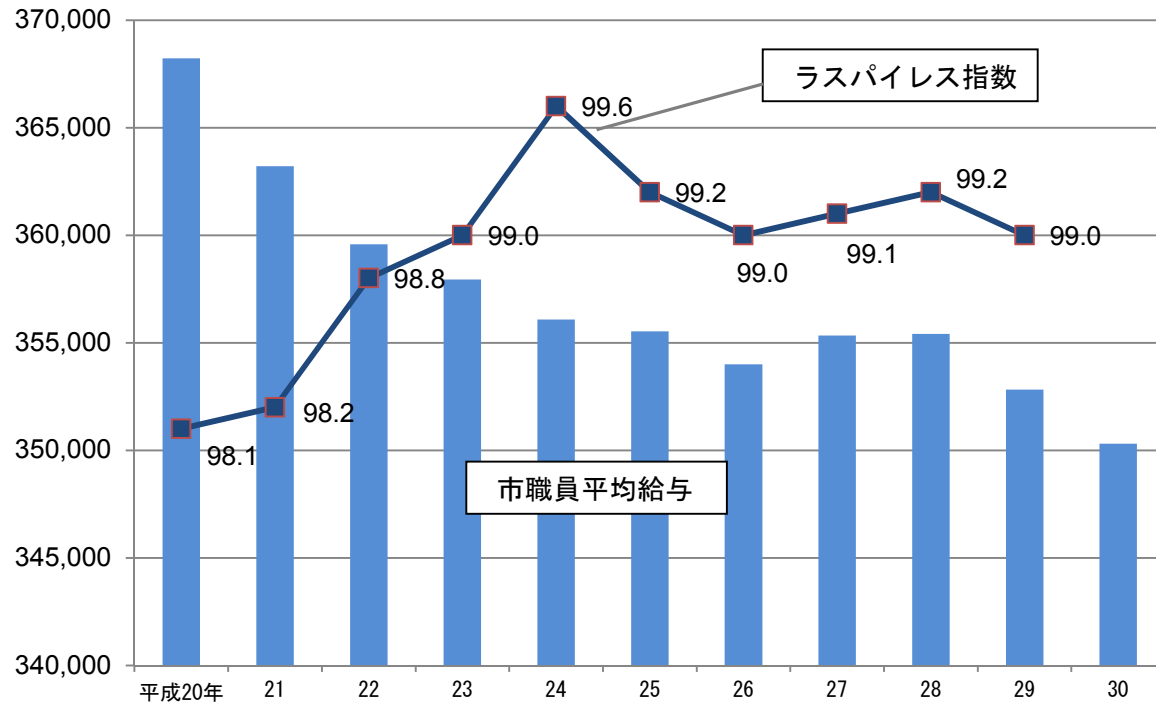
平成30年4月1日 ※ただし、特別給については平成30年12月1日から実施

⑧ 過去の給与勧告の実施状況

区分 年	月例給		特別給（ボーナス）		一般俸給表適用職員の 平均年間給与	
	公民較差	較差率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成 20 年	62 円	—	4.45 月	—	—	—
平成 21 年	△ 570 円	△ 0.16%	4.15 月	△ 0.30 月	△ 12.4 万円	△ 2.0%
平成 22 年	△ 528 円	△ 0.15%	3.95 月	△ 0.20 月	△ 8.4 万円	△ 1.4%
平成 23 年	△ 30 円	—	3.95 月	—	—	—
平成 24 年	82 円	—	3.95 月	—	—	—
平成 25 年	△ 476 円	△ 0.13%	3.95 月	—	△ 0.8 万円	△0.14%
平成 26 年	1,425 円	0.40%	4.10 月	0.15 月	7.8 万円	1.37%
平成 27 年	1,158 円	0.32%	4.20 月	0.10 月	5.6 万円	0.97%
平成 28 年	519 円	0.14%	4.30 月	0.10 月	4.5 万円	0.77%
平成 29 年	△646 円	△0.18%	4.40 月	0.10 月	2.6 万円	0.45%
平成 30 年	1,262 円	0.36%	4.45 月	0.05 月	3.9 万円	0.67%

⑨ 新潟市職員の平均給与の推移

平均給与（円）



年度	市職員		ラスパイレース指数	政令市順位
	平均給与	平均年齢		
平成 20 (a)	円	歳	98.1	17/17
21	363,202	43.5	98.2	17/18
22	359,575	43.4	98.8	17/19
23	357,937	43.3	99.0	16/19
24	356,080	43.0	99.6※	17/20
25	355,523	42.9	99.2※	17/20
26	353,991	42.9	99.0	17/20
27	355,335	42.6	99.1	18/20
28	355,411	42.4	99.2	18/20
29	352,816	41.8	99.0	18/20
30 (b)	350,306	41.6	—	—
(b) - (a)	△17,913	△1.9		

※給与改定・臨時特例法による国家公務員の給与削減措置がないとした場合の値

(注) 市職員の平均給与：一般俸給表適用者のみ

ラスパイレース指数：全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。（総務省「地方公務員給与実態調査結果」より）